

巡回バス運行業務委託仕様書

1. 運行業務委託概要

芦屋町（以下「甲」という。）が行う巡回バス事業において、受託者（以下「乙」という。）は、芦屋町巡回バス運行管理要綱（別紙）に基づき運行業務を行う。

2. 維持管理

(1) 巡回バスの運行に伴う維持管理等に要する次の経費は、乙が負担する。

- ① 人件費
- ② 車両整備費（自動車重量税、自賠責保険料を含む）
- ③ 修繕料（想定困難な重大故障（1件30万円を超える故障）を除く）
- ④ 燃料油脂費（エンジンオイルを含む）
- ⑤ 消耗品（車両備品等）
- ⑥ 任意保険料
- ⑦ 車両清掃費（庁舎水道代は除く）
- ⑧ その他各号の付帯事項

(2) 乙は、この契約期間中、車両等を善良なる管理者の注意をもって維持管理すること

3. 委託料の支払

乙は、甲により委託業務履行の確認を受けた後、委託料を甲の指示する方法により（毎月1回）甲に請求するものとする。

なお、支払は月額払いとする。

4. 運行の安全確保

巡回バスの安全な運行のため、乙は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、巡回バス運行に際しては、関係法規を遵守し、安全な運行を行わなければならない。
- (2) 乙は、運行に従事する者に対し、業務遂行に必要な事項につき研修等を随時行わなければならない。
- (3) 乙は、緊急の場合を除き業務遂行について問題が生じた場合は、甲と協議のうえ処理するものとする。

5. 運行中止の連絡

- (1) 甲は、運行を中止しなければならない理由が生じた場合は、速やかに乙及び利用者に連絡する。

6. 運行の遅延及び事故等の対応

- (1) 乙は、理由のいかんに関わらず、巡回バスが遅延した場合又は遅延が予測される場合には、直ちにその旨を甲及び利用者に連絡しなければならない。
- (2) 乙は、故意または過失により、車両等の全部または一部を消失または棄損したときは、直ちに甲に報告するとともに自己の責任において速やかに原状回復をしなければならない。
- (3) 乙は、車両等の故障又は自己のやむを得ない理由により、巡回バスの運行ができない場合は、速やかに甲及び利用者に連絡するとともに予備車両による運行の手配をしなければならない。
- (4) 乙は、甲が所有する予備車両による運行を手配したうえで、なお運行に用いる車両が不足する場合、乙が所有する車両による運行の手配を行わなければならない。

7. 損害賠償責任

- (1) 乙は、巡回バスの運行に伴う事故により生じた損害賠償責任その他一切の責任を負うものとし、これに要するすべての費用は乙の負担とする。
- (2) 乙がこの契約に定める義務に反し甲または第三者に損害を与えたときは、乙はその損害相当金額を損害賠償として支払わなければならない。

8. 契約の解除

- (1) 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ①乙が故意又は重大な過失により、車両等の全部または一部を消失又は棄損したとき。
 - ②乙がこの契約条項に違反したとき。
- (2) 前項第1号及び第2号の規定による契約の解除により乙が損害を受けることがあっても、甲はその損害の責を負わないものとする。

9. 保管場所

乙は、車両を芦屋町役場庁舎駐車場に適正な方法で管理するものとする。ただし、適切な管理を行えると甲が判断した場合は、乙はその他の場所に保管することができる。

10. 契約外の事項

この仕様書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

1 1. 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 乙は、この契約に係る業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、個人情報の取扱につき、別記「個人情報取扱事項」を遵守しなければならない。

1 2. 委託期間

(1) 事前準備

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 運行業務

令和8年4月1日～令和11年3月31日までの毎週月曜日から土曜日
(8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日までは除く)

1 3. 運行内容

(1) 運行コース

北コース (全38停留所 18.0キロ)

東コース (全28停留所 16.8キロ)

南コース (全40停留所 15.0キロ)

(2) 運行時間 (別紙時刻表のとおり)

午前8時10分～午後4時00分 (始業点検・清掃等除く)

(3) 運行日予定日数

令和8年度 年間305日

令和9年度 年間307日

令和10年度 年間306日

(日曜日、8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日までは除く)

(4) 運行数

全コース 各7便

1 4. 使用車両

芦屋町所有の次の車両による。

- ①日産キャラバン 14人乗り (3台) ※6月末納車予定車両を含む
- ②トヨタハイエース 15人乗り (1台)
- ③トヨタハイエース 10人乗り (1台)

1 5. 付帯業務

(1) 窓口対応

利用者からの時刻等についての問い合わせ、苦情等の受付を実施すること

(2) 車両の整備

- ①車両整備基準に基づく車両の維持管理を実施すること
(3ヶ月点検、ブレーキ関係のOH及び定期交換などの実施)
- ②車載機器や車体などの修理を実施すること

16. 受託者の責務等

巡回バスの運行に関し、下記のとおり周到な事前準備及び適正な人的配置を行うこと。

(1) 乗務員

- ①「事故防止研修」「人権研修」「運行路線」「車両装備」などの研修を実施すること。
- ②「個人カルテによる体調指導管理」を実施すること。
- ③「出退勤時の対面点呼（免許証携帯確認）」及び「アルコール検知器による検査」を実施すること。
- ④その他、乙が一般乗務員等に対して実施するものと同等の取り組みを行うこと。

(2) 運転手の配置について

- ①年齢は70歳以下であること。ただし、65歳以上の者は、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性判断を受けていること。
- ②乗務員の急病など不測の事態に対応できるよう、予備要員を確保すること。

(3) 乗務員の不正防止について

乗務員が不正を行うことができないような体制を整えること。

(4) 休憩

乙は、乗務員の休憩場所を確保すること。

ただし、休憩場所の確保が困難である場合は、甲に相談の上、芦屋町役場庁舎内において指定箇所を休憩場所として使用することができるものとする。

(5) その他

- ・ バス車両の整備履歴を確認し、車両の状態を把握すること。
- ・ 車両の洗浄については、適正な手法・回数で行うこと。(庁舎の水道水は利用可とする。)
- ・ 甲において、別途本仕様書に定める車両を活用する他の業務について委託する場合があります、その契約については乙と業務委託担当課の間で行うものとする。
- ・ 委託期間において、乙が本仕様書に定める車両を運行時間外に活用する事業を提案する場合、甲乙協議のうえ、別途契約を行うものとする。

芦屋町巡回バス運行管理要綱（平成17年4月1日施行）

最終改正:令和2年3月27日告示第38号

改正内容:令和2年3月27日告示第38号 [令和2年4月1日]

○芦屋町巡回バス運行管理要綱

平成17年4月1日施行

改正

平成20年12月25日告示第101号

平成23年4月1日告示第29号

平成30年12月28日告示第137号

令和2年3月27日告示第38号

芦屋町巡回バス運行管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、60歳以上の者、障がい者及び妊婦に対する生活交通を確保するため、また社会活動における移動手段として、行政・公共サービスを楽しむため、芦屋町巡回バス（以下「巡回バス」という。）を設置し、その管理及び運行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は芦屋町とし、車両の管理運行に関する業務は、環境住宅課長が行う。ただし、業務の一部又は全部を委託することができる。

（運行日）

第3条 巡回バスの運行日は、毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、次の各号に定める日は運休日とする。

（1）8月13日から15日まで

（2）12月29日から翌年1月3日まで

（運行コース及び運行時間等）

第4条 巡回バスの運行コース、運行時間及びバス停は、別に定める。

（利用対象者）

第5条 巡回バスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）60歳以上の者

（2）障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）及びその介添者

（3）妊婦及び妊婦と同伴する乳幼児

（利用料金）

第6条 巡回バスの料金は、無料とする。

（利用者の責務）

第7条 巡回バスの利用者は、利用にあたって必要な注意を払うとともに、安全な運行ができるように協力しなければならない。

2 利用者の責により、汚損または破損させたときは、速やかに清掃し、あるいは原状回復をしなければならない。

（運転者の責務）

第8条 巡回バスの運転者（以下「運転者」という。）は、運行に関し、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

（1）運転者は、安全運転等を確保するために、道路交通法及び関係法令を遵守しなければならない。

（2）運転者は、定められた目的、運行コースに従い運行しなければならない。

（車両の整備点検）

第9条 運転者は、車両の保全のため並びに始業前は必ず点検及び手入れを行い、常に正常に使用できる状況に整備しなければならない。

（運転記録）

第10条 運転者は、巡回バスの運転状況を記録し、毎日終業時に環境住宅課長に報告しなければならない。

（事故対応及び報告）

第11条 運転者は、事故が発生したときは、道路交通法に基づく応急処置をした後、直ちに環境住宅課長に報告しなければならない。

（その他の必要事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日告示第101号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第29号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日告示第137号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第38号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別 記

個 人 情 報 取 扱 事 項

(基本的事項)

第1条 本取扱事項で個人情報とは、個人に関する情報で当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合する等して、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）をいう。

2 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約に係る業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約に係る業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約に係る業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい等の防止)

第5条 乙は、この契約に係る業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約に係る業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。ただし、当該業務の目的を達成するために必要な場合は除く。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約に係る業務については自ら行い、第三者にその取扱を委託してはならない。ただし、再委託先に対して同等の個人情報保護の実施を要求し、あらかじめ書面による甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約に係る業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(管理状況の立入検査)

第9条 乙に対して甲は、個人情報の管理状況について立入検査することができる。

(事故発生時の報告義務)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第11条 乙がこの個人情報取扱事項に違反した場合、甲は乙に対して本契約の解除を行うことができる。この場合において、乙に損害を与えても、甲はその補償の責を負わない。又、乙の違反による損害に対し、乙は賠償責任を負うものとする。

(その他)

第12条 乙は、前第1条から第11条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

芦屋町巡回バス 路線図

令和2年9月1日

- ### 北コース
- 1 芦屋町役場前
 - 2 芦屋小学校前
 - 3 芦屋海浜公園入口
 - 4 港湾緑地前
 - 5 山鹿小前
 - 6 元町公園前
 - 7 山鹿
 - 8 山鹿荘前
 - 9 芦屋釜の里前
 - 10 洞山入口
 - 11 柏原
 - 12 田原
 - 13 はまゆう公民館前
 - 14 はまゆう団地下
 - 15 正津ヶ浜公民館前
 - 16 山鹿郵便局前
 - 17 芦屋総合体育館前
 - 18 花美坂
 - 19 芦屋中央病院玄関前
 - 20 芦屋中央病院下



- ### 東コース
- 1 芦屋町役場前
 - 2 中央公民館前
 - 3 町民会館前
 - 4 自衛隊前
 - 5 正門通
 - 6 祇園崎
 - 7 向田営業所
 - 8 江川中央公園前
 - 9 江川台
 - 10 江川台
 - 11 後水
 - 12 ズノ元
 - 13 芦屋総合体育館前
 - 14 芦屋中央病院玄関前
 - 15 芦屋中央病院下

- ### 南コース
- 1 芦屋町役場前
 - 3 寿栄会館前
 - 4 市場
 - 5 港湾緑地前
 - 6 芦屋海浜公園入口
 - 7 芦屋小学校前
 - 8 正門町公民館前
 - 9 自衛隊前
 - 10 高浜公民館前
 - 11 鶴松荘前
 - 12 鶴松荘前
 - 13 芦屋東公民館前
 - 14 浜口公民館前
 - 15 浜口
 - 16 下ノ辻
 - 17 大城公民館前
 - 18 聖原
 - 19 サヤノ前
 - 20 第二サヤノ前
 - 21 第二粟屋
 - 22 粟屋
 - 23 粟屋入口
 - 24 大城
 - 25 飛行場下
 - 26 浜口
 - 27 浜口公民館前
 - 28 芦屋東公民館前
 - 29 高浜公民館前
 - 30 鶴松荘前
 - 31 高浜公民館前
 - 32 自衛隊前
 - 33 正門町公民館前
 - 34 芦屋小学校前
 - 35 芦屋海浜公園入口
 - 36 港湾緑地前
 - 37 浜崎
 - 38 市場
 - 39 寿栄会館前
 - 40 芦屋町役場前



芦屋町巡回バス時刻表 (南コース)

バス停	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	昼休み	第6便	第7便
1 芦屋町役場前	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10		14:10	15:10
2 寿栄会館前	8:11	9:11	10:11	11:11	12:11		14:11	15:11
3 市場	8:12	9:12	10:12	11:12	12:12		14:12	15:12
4 浜崎	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13		14:13	15:13
5 港湾緑地前	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13		14:13	15:13
6 芦屋海浜公園入口	8:15	9:15	10:15	11:15	12:15		14:15	15:15
7 芦屋小学校前	8:16	9:16	10:16	11:16	12:16		14:16	15:16
8 正門町公民館前	8:17	9:17	10:17	11:17	12:17		14:17	15:17
9 自衛隊前	8:19	9:19	10:19	11:19	12:19		14:19	15:19
10 高浜公民館前	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20		14:20	15:20
11 鶴松荘前	8:21	9:21	10:21	11:21	12:21		14:21	15:21
12 高浜公民館前	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22		14:22	15:22
13 芦屋東公民館前	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24		14:24	15:24
14 浜口公民館前	8:25	9:25	10:25	11:25	12:25		14:25	15:25
15 浜口	8:27	9:27	10:27	11:27	12:27		14:27	15:27
16 下ノ辻	8:31	9:31	10:31	11:31	12:31		14:31	15:31
17 大城公民館前	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33		14:33	15:33
18 聖原	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35		14:35	15:35
19 サヤノ前	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36		14:36	15:36
20 第二サヤノ前	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37		14:37	15:37
21 第二粟屋	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39		14:39	15:39
22 粟屋	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41		14:41	15:41
23 粟屋入口	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41		14:41	15:41
24 大城	8:42	9:42	10:42	11:42	12:42		14:42	15:42
25 飛行場下	8:42	9:42	10:42	11:42	12:42		14:42	15:42
26 浜口	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43		14:43	15:43
27 浜口公民館前	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44		14:44	15:44
28 芦屋東公民館前	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46		14:46	15:46
29 高浜公民館前	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47		14:47	15:47
30 鶴松荘前	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48		14:48	15:48
31 高浜公民館前	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50		14:50	15:50
32 自衛隊前	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51		14:51	15:51
33 正門町公民館前	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53		14:53	15:53
34 芦屋小学校前	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54		14:54	15:54
35 芦屋海浜公園入口	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55		14:55	15:55
36 港湾緑地前	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57		14:57	15:57
37 浜崎	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57		14:57	15:57
38 市場	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58		14:58	15:58
39 寿栄会館前	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59		14:59	15:59
40 芦屋町役場前	9:00着	10:00着	11:00着	12:00着	13:00着		15:00着	16:00着

(イ) (網掛け部分)は、他コースに乗り換え可能なバス停です。
 (ロ) 第1便は利用者が多く、お急ぎでない方は第2便以降をご利用願います。(満員の場合は乗れませんのでご了承ください)
 (ハ) 天候や交通事情によっては、運行時間が遅れたり、中止する場合がありますので、詳細は、株式会社志助 093(693)8200 へお問合せください。
 ● 利用対象者=60歳以上の人と障がい者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳所有者と介護者を含む)と妊婦(乳幼児含む)
 ● 運休日=日曜日、お盆(8月13日~15日)、年末年始(12月29日~1月3日)

芦屋町巡回バス時刻表（東コース）

	バス停	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	昼休み	第6便	第7便
1	芦屋町役場前	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10		14:10	15:10
2	中央公民館前	8:11	9:11	10:11	11:11	12:11		14:11	15:11
3	町民会館前	8:12	9:12	10:12	11:12	12:12		14:12	15:12
4	自衛隊前	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13		14:13	15:13
5	正門通	8:14	9:14	10:14	11:14	12:14		14:14	15:14
6	祇園崎	8:15	9:15	10:15	11:15	12:15		14:15	15:15
7	向田営業所	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22		14:22	15:22
8	江川台中央公園前	8:26	9:26	10:26	11:26	12:26		14:26	15:26
9	江川台	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28		14:28	15:28
10	江川台下	8:29	9:29	10:29	11:29	12:29		14:29	15:29
11	後水	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30		14:30	15:30
12	芝ノ元	8:31	9:31	10:31	11:31	12:31		14:31	15:31
13	芦屋総合体育館前	8:32	9:32	10:32	11:32	12:32		14:32	15:32
14	芦屋中央病院玄関前	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35		14:35	15:35
15	芦屋中央病院下	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36		14:36	15:36
16	芦屋総合体育館前	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37		14:37	15:37
17	芝ノ元	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39		14:39	15:39
18	後水	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40		14:40	15:40
19	江川台中央公園前	8:42	9:42	10:42	11:42	12:42		14:42	15:42
20	江川台	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44		14:44	15:44
21	江川台下	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45		14:45	15:45
22	向田営業所	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48		14:48	15:48
23	祇園崎	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53		14:53	15:53
24	正門通	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54		14:54	15:54
25	自衛隊前	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56		14:56	15:56
26	町民会館前	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58		14:58	15:58
27	中央公民館前	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59		14:59	15:59
28	芦屋町役場前	9:00着	10:00着	11:00着	12:00着	13:00着		15:00着	16:00着

芦屋町巡回バス時刻表（北コース）

	バス停	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	昼休み	第6便	第7便
1	芦屋町役場前	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10		14:10	15:10
2	芦屋小学校前	8:11	9:11	10:11	11:11	12:11		14:11	15:11
3	芦屋海浜公園入口	8:12	9:12	10:12	11:12	12:12		14:12	15:12
4	港湾緑地前	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13		14:13	15:13
5	山鹿小学校前	8:16	9:16	10:16	11:16	12:16		14:16	15:16
6	元町公園前	8:17	9:17	10:17	11:17	12:17		14:17	15:17
7	山鹿	8:18	9:18	10:18	11:18	12:18		14:18	15:18
8	山鹿荘前	8:19	9:19	10:19	11:19	12:19		14:19	15:19
9	芦屋釜の里前	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20		14:20	15:20
10	洞山入口	8:21	9:21	10:21	11:21	12:21		14:21	15:21
11	柏原	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22		14:22	15:22
12	田屋	8:23	9:23	10:23	11:23	12:23		14:23	15:23
13	はまゆう公民館前	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24		14:24	15:24
14	はまゆう団地下	8:25	9:25	10:25	11:25	12:25		14:25	15:25
15	正津ヶ浜公民館前	8:27	9:27	10:27	11:27	12:27		14:27	15:27
16	山鹿郵便局前	8:29	9:29	10:29	11:29	12:29		14:29	15:29
17	芦屋総合体育館前	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30		14:30	15:30
18	花美坂	8:32	9:32	10:32	11:32	12:32		14:32	15:32
19	芦屋中央病院玄関前	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35		14:35	15:35
20	芦屋中央病院下	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36		14:36	15:36
21	花美坂	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37		14:37	15:37
22	芦屋総合体育館前	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39		14:39	15:39
23	山鹿郵便局前	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40		14:40	15:40
24	正津ヶ浜公民館前	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41		14:41	15:41
25	はまゆう公民館前	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44		14:44	15:44
26	はまゆう団地下	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45		14:45	15:45
27	田屋	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46		14:46	15:46
28	柏原	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47		14:47	15:47
29	洞山入口	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48		14:48	15:48
30	芦屋釜の里前	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49		14:49	15:49
31	山鹿小学校前	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51		14:51	15:51
32	元町公園前	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52		14:52	15:52
33	山鹿	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53		14:53	15:53
34	山鹿荘前	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55		14:55	15:55
35	港湾緑地前	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57		14:57	15:57
36	芦屋海浜公園入口	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58		14:58	15:58
37	芦屋小学校前	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59		14:59	15:59
38	芦屋町役場前	9:00着	10:00着	11:00着	12:00着	13:00着		15:00着	16:00着

- (イ) （網掛け部分）は、他コースに乗り換え可能なバス停です。
- (ロ) 満員（13名）の場合は、乗れませんので、あらかじめご了承ください。
- 第1便は利用者が多いので、お急ぎでない方は第2便以降をご利用願います。
- (ハ) 天候や交通事情によっては、運行時間が遅れたり、中止する場合がありますので、詳細は、株式会社忠助 093(693)8200 へお問合せください。
- 利用対象者＝60歳以上の人と障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳所有者と介護者を含む）と妊婦（乳幼児を含む）
 - 運休日＝日曜日、お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）

- (イ) （網掛け部分）は、他コースに乗り換え可能なバス停です。
- (ロ) 第1便は利用者が多いので、お急ぎでない方は第2便以降をご利用願います。（満員の場合は乗れませんのでご了承ください）
- (ハ) 天候や交通事情によっては、運行時間が遅れたり、中止する場合がありますので、詳細は、株式会社忠助 093(693)8200 へお問合せください。
- 利用対象者＝60歳以上の人と障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳所有者と介護者を含む）と妊婦（乳幼児を含む）
 - 運休日＝日曜日、お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）